

参考資料

- ・神戸市都市計画マスタープランの策定の経緯
- ・土地利用誘導方針（概要）
- ・都市計画道路整備方針（概要）
- ・密集市街地再生方針（概要）
- ・用語集
- ・データ集

策定の経緯

年 月		作成の経過・市民意見の募集	都市計画審議会	上位計画 (神戸市基本計画)
2010年 (平成22年)	5月	「神戸市都市計画マスタープランの基本的な考え方(素案)」作成		市民意見の募集 (「神戸づくりの指針」)
	6月	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・市民意見の募集(任意) <5月20日~6月21日> ・まちづくりコンサルタントとの意見交換 </div>		
	7月			
	8月	「神戸市都市計画マスタープランの基本的な考え方(案)」作成	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 諮問 <small>都市計画マスタープランについて</small> </div>	
	9月			
	10月			
	11月	「神戸市都市計画マスタープラン(素案)」作成	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 中間報告 <small>都市計画マスタープラン(素案)について</small> </div>	
	12月	「神戸市都市計画マスタープラン(原案)」作成		市民意見の募集 「神戸づくりの指針」 「神戸2015ビジョン」 「区別計画」
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・市民意見の募集(条例に基づく) <12月7日~1月11日> ・都市計画ミニニュースの発行 ・現地相談所の開設(三宮・区役所等で計27回) </div>			
2011年 (平成23年)	1月			
	2月	「神戸市都市計画マスタープラン(案)」作成	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 答申 </div>	策定
	3月	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> 策定 </div>		

土地利用誘導方針（概要）

～ 策定の趣旨・目的 ～

社会経済情勢の変化にともない生じている、土地利用上の課題の発生を未然に防止し、望ましいまちの将来像を実現するため、土地利用の規制・誘導に関する「基本方針」と土地利用計画制度の総合的な「運用方針」を示す。

土地利用の規制・誘導に関する「基本方針」

市街化区域と市街化調整区域

原則として住宅開発等による市街化区域の拡大を抑制し、既存の地域資源を有効に活用した機能的な都市の形成を、これまで以上に推進する。

まちのゾーン

・地域の特性に応じて「住宅地」「複合機能地」「高度商業・業務地」「工業・流通業務地」に区分し、地域ごとにきめ細やかな土地利用を誘導することにより、それぞれの都市機能の維持・強化をめざす。

田園のゾーン

・人と自然とが共生した秩序ある計画的な土地利用を推進し、農村地域のもつ「農業」「生活・文化」「自然」の豊かさを保全・育成するとともに、里づくりへの取り組みなどを通して、農村地域の活性化をめざす。

みどりのゾーン

・環境や景観、防災における長年の取り組みで形成してきた六甲山系などの良好な自然環境を保全・育成しながら、次世代へ継承することをめざす。

土地利用計画制度の総合的な「運用方針」

制度運用にあたっての「基本的な視点」

都市計画マスタープランなどで示す都市の将来像の実現に向けた運用
土地利用の現状や動向をふまえた適切な運用
地域特性に応じたきめ細やかな運用

地域特性に応じた制度の運用方針

住宅地（良好な住環境の保全）
複合機能地（多様な都市機能の集積と調和）
高度商業・業務地（神戸の活力・魅力を牽引）
工業・流通業務地（産業機能の保全・強化）
臨海部・ウォーターフロント（港湾機能の強化とウォーターフロントの魅力向上）
幹線道路などの沿道地域（沿道の利便性向上と周辺環境との調和）
田園のゾーン（自然豊かな農村環境の保全と共生）
みどりのゾーン（都市近郊に残る緑豊かな自然環境の保全・育成）

「地区計画」を活用したきめ細やかな制度運用

・身近なまちの特性に応じた、きめ細やかな土地利用を実現するため、協働と参画による「わがまち空間づくり」を進める中で、地域が主体となって取り組む地区計画の活用を積極的に推進。

『土地利用誘導方針』の具体化に向けて

社会経済情勢の変化に対応した区域区分、用途地域などの定期的な見直し
効果的な土地利用計画制度の積極的な活用（「高度地区」の制度拡充、「特別用途地区」の活用）
制度運用の充実に向けた取り組み（検証・評価と反映、関連分野との連携強化、情報の共有化）

都市計画道路整備方針（概要）

～ 策定の趣旨・目的～

人口減少・超高齢化の進行などの社会経済情勢の変化にともない、真に必要な道路を見極め、今まで以上に選択と集中により効率的・効果的な道路整備を進めていくため、「都市計画道路整備方針」を策定し、着実な道路整備に取り組んでいく。

都市計画道路整備方針の「基本的な考え方」

対象となる都市計画道路（幹線街路）

- ・街路事業として事業認可を受けている事業中の区間（約 12km）
- ・未着手の区間（約 98km）

対象路線（区間）の分類

- ・対象となる路線（区間）を「主要幹線道路」と「主要幹線道路以外の道路（生活幹線道路）」に分類し、それぞれの進め方を策定する。

都市計画道路の「整備の進め方」

「主要幹線道路」の整備の進め方

- ・『交通機能』、『空間機能』、『市街地形成機能』の道路機能面から計画内容を見直す。
- ・見直しの結果、線形、幅員、車線数などの変更が必要な区間については、都市計画の手続きを行い、着実な整備に取り組む。

「主要幹線道路以外の道路（生活幹線道路）」の整備の進め方

- ・地域のみなさんとの協働と参画により、まちの課題改善に必要な方策を現在の計画にとらわれることなく検討する必要があるため、計画を一旦廃止する。
- ・検討の結果、まちの課題改善のために幹線道路の整備が必要であるとの合意形成がはかられた場合、あらためて都市計画の手続きを行い、「生活幹線道路」に位置づけ、整備を行う。

現在事業を行っている区間、鉄道との連続立体交差事業や土地区画整理事業などの他事業に関連する区間のうち、整備が必要と判断した区間については、「生活幹線道路」に位置づけて、計画を継続する。協働と参画により、まちづくり協議会の活動の中で道路の検討を行っている以下の4区間については、「生活幹線道路検討中区間」に位置づけて協議を継続する。

- ・大倉山線（東山町3丁目～菊水町10丁目）
- ・塩屋多井畑線（塩屋町1丁目～塩屋町）
- ・夢野雪御所線（湊川町9丁目～湊川町6丁目）
- ・舞子公園福田川線（天ノ下町～御霊町）

「都市計画の手続き」

都市計画の手続きにあたっては、各段階に応じて、関係権利者や地域のみなさんに適切な周知をはかるとともに、ご意見を伺い、都市計画審議会での審議を経たうえで、計画の変更や廃止などを行う。

今後の取り組み

「主要幹線道路」の整備プログラムの策定
建築許可制度の運用の見直し
都市計画道路整備の検証・評価と反映

密集市街地再生方針（概要）

～ 策定の趣旨・目的～

密集市街地は、古い木造住宅が密集し、道路が狭く、公園も不足しており、防災面や住環境など、様々な課題をかかえている。密集市街地の整備改善を一步ずつ着実に進め、子どもや高齢者など誰もが安全・安心で快適に暮らせる住みよいまちとして再生していくために、市民・事業者・行政の協働と参画の取り組みの指針となる「密集市街地再生方針」を策定する。

密集市街地の再生に向けた「基本的な考え方」

評価指標と対象地域

- ・ 木造建物が多いことによる「延焼危険性」と、狭い道路が多いことによる「避難・消火の困難性」から、町丁目ごとに防災まちづくりの優先度を4段階に分類
- ・ 密集市街地再生優先地区：大火の恐れがある町丁目が連続し、広範囲に延焼が拡大する恐れがある市街地
目標年次（2025年）までに解消をめざす。



防災面の向上や、暮らしやすさ・地域魅力向上のための「施策の方針」

防災面の課題の大きさに応じて多様な施策を組み合わせることにより、相乗効果による密集市街地の再生をはかる。

燃え広がりにくいまちづくり

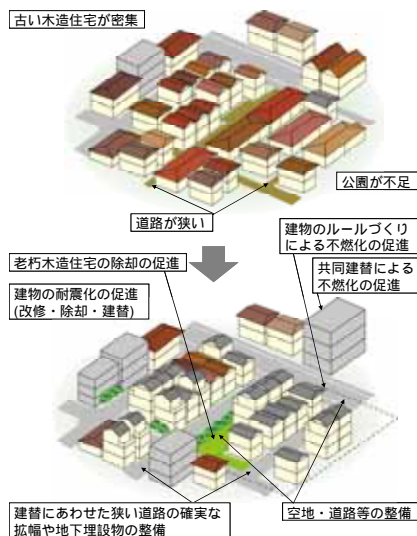
- ・ 老朽木造建物の除却促進、空地の有効活用
- ・ 沿道建物の防火規定とあわせた前面道路幅員条件の緩和
- ・ 建物の不燃化の促進

建物が倒壊せず、避難が可能なまちづくり

- ・ 身近な生活道路の確実な拡幅整備
- ・ 主要な生活道路のあり方を考えるまちづくり
- ・ 建物の耐震化の促進

暮らしやすさや地域魅力の向上

- ・ 誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり
- ・ 住みたいまちとして選ばれる魅力あるまちづくり



協働と参画による密集市街地再生の推進

「密集市街地再生優先地区」において、優先的に防災まちづくりに取り組む。まちづくり・すまいづくりの総合的な推進体制をつくる。5年ごとに密集市街地の優先度や施策の効果を評価・検証し、必要に応じて制度に反映する。緊急性の高い密集市街地を早期・確実に再生するため、密集市街地再生の条例制定を検討する。

あ行

【あ灯かりのいえなみきょうてい協定】

防犯やまちなみの演出などの観点から、道路に面した住宅の居住者や自治会単位で、夜間に門灯や玄関灯を一定時刻まで点灯するなどのルールを定める市民相互による協定。

【エリアエネルギーマネジメント】

建築物におけるエネルギーの需要・供給データを、情報通信技術（IT）を用いて計測・分析・評価することにより、地域(エリア)単位でエネルギー利用の最適化をはかるシステム。

か行

【かぜ風の道みち】

既成市街地において、海や山からの冷涼な空気の通り道となる河川や街路の沿線一帯。

【かんきょうえいきょうひようか環境影響評価】

環境影響評価法により、事業の実施が環境に及ぼす影響について、大気環境や水環境などの環境を構成する要素の調査、予測及び評価を行うとともに、事業を行う際の環境保全のための措置の検討や、措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価する制度。

【かんきょう環境ロードプライシング】

並行する路線間に料金格差を設けて運転者や事業者が路線変更の動機付けを与え、都心部や住宅地への交通流入を抑制し、環境影響の比較的小さい路線に交通を誘導することを目的とした施策。

【きゅうけいしやちほうかいさいさくじぎょう急傾斜地崩壊対策事業】

急傾斜地の崩壊による災害から、住民等の生命を保護するため、擁壁工、排水工及び法面工などの急傾斜地崩壊防止施設の整備等を行う事業。

【きょうちようたてかえ協調建替】

住宅等の再建において、複数の土地所有者が一体性に配慮した設計に基づいて、個別に建替えを行う手法。

【きょうどうしゅうか共同集荷はいそう・配送システム】

物流の合理化や、トラック交通量の削減による交通渋滞や環境の改善を目的に、複数の企業が共同して、荷物の集荷・配送を行うシステム。

【きょうどうたてかえ共同建替】

住宅等の再建において、効率的な土地利用をはかるため、複数の権利者の土地・建物を共同で利用して建替えを行う手法。

きんりんじゅうかんきょうけいかく
【近隣住環境計画】

向こう三軒両隣りなど市民にとって身近な範囲において、地域住民の合意と発意を基本に、建築基準法の規制や緩和の柔軟な運用や住環境整備事業などによる支援を総合的に実施することにより、地域の特性や課題に応じたきめ細かなすまい・まちづくりを行う制度。(神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第 35 条の 2)

くいきくぶん せんび
【区域区分(線引き)】

無秩序な市街化を防ぐとともに、計画的なまちづくりを進めるため、市街化をすすめる区域(市街化区域)と抑制する区域(市街化調整区域)に区分する制度。(都市計画法第 7 条)

けいかんけいかく
【景観計画】

都市、農山漁村その他市街地または集落を形成している地域の中で、良好な景観を保全する必要がある区域について、景観の形成に関する事項等を定めた計画。(景観法第 8 条)

けいかんけいせいし みんきょうてい
【景観形成市民協定】

地域の実情に応じた都市景観の形成をはかるため、都市景観の形成に必要な事項について取り決めた市民相互による協定。(神戸市都市景観条例第 31 条の 2)

けいかんほう
【景観法】

都市、農山漁村等における良好な景観の形成をはかるため、良好な景観の形成に関する基本理念、住民、事業者、国等の責務、行為規制、支援の仕組み等を定めた法律。

げんさい
【減災】

災害が発生した場合に起こりうる被害を最小限にとどめるという考え方。

けんちくきょうてい
【建築協定】

将来にわたって地域の住環境を保全し、魅力ある個性的なまちづくりを進めるため、建築基準法で定められた建築物に関する基準に加えて、住民など自らが地域の特性などに基づく一定のルールを定めることができる協定。(神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第 34 条)

こういきひなんぼしょ
【広域避難場所】

地震などで大規模な火災が発生した場合などに、熱や煙などから身を守るために避難する広い屋外空間。

こうつうけっせつきのう
【交通結節機能】

鉄道の乗り継ぎ、鉄道とバスなどの乗換え、自動車から公共交通機関等への乗換えを円滑に行うために、交通機関の集まる結節点に求められる機能。その機能強化の手法として、駅舎の構造改良や各種交通機関の乗降場所の適正配置、案内表示の改良等がある。

こうつうじゅよう
【交通需要マネジメント】

自動車利用者の交通行動を変えるよう促すことにより、都市または地域レベルの道路交通混雑を緩和する施策で、TDM (Transportation Demand Management) とも呼ばれる。具体的な手法としては、パークアンドライド、相乗り、時差出勤などがある。

こうべしじゅうせいかつきほんけいかく
【神戸市住生活基本計画】

市民の安心で豊かな生活を実現することを目的に、住生活基本法の趣旨をふまえ、住まい・住まい方に関する施策の方向性等を示した計画。神戸市基本計画の部門別計画。計画期間は2011年度から2020年度。

こうべしとしけいかんじょうれい
【神戸市都市景観条例】

神戸らしい都市景観をまもり、そだて、つくるため、景観計画区域や都市景観形成地域の指定や、届出制度、助成制度、市民活動への支援制度を定めた条例。

【こうべバイオガス】

下水の処理過程で発生する消化ガスを精製して得られる濃度約98%以上のメタンガス。自動車燃料や都市ガスに利用している。

がっこう
【こうべまちづくり学校】

こうべまちづくりセンターが「協働と参画のまちづくり」について学び、考える場として開催する市民向けの講座。身近なまちづくりに対する関心を高め、今後のまちづくりを担う人材の育成をはかるため、市民の幅広い層を対象に基礎講座、専修講座、特別講座を開催している。

【こうべまちづくりセンター】

神戸市都市整備公社が運営する、まちづくりに関する総合窓口。各区での復興事例やまちづくりに関する各種制度、手法等を調査・研究し、まちづくりの人材養成やまちづくりコンサルタントの派遣など、広く市民のみなさんのまちづくりの支援を行う機関。

こうべ ちょうぼうけいせん せん
【神戸らしい眺望景観50選.10選】

六甲山系の山並みや、海や港を背景として展開する市街地、西北神地域の豊かな自然と一体となった農村集落など、眺めの良い場所から広い範囲を眺めた景観（眺望景観）を、市民や神戸を訪れた方からの応募をもとに選定。

【コミュニティサイクル】

従来のレンタサイクルとは異なり、複数の自転車貸出・返却拠点を設置し、どの拠点でも貸出・返却が可能な新たな交通システム。

さ行

【さと きょうぎかい里づくり協議会】

人と自然との共生ゾーン内の住民及び土地所有者等で組織され、自治会などの支持及び協力のもと集落など一定の区域を活動の区域とし、農村環境の整備等をはかることを活動の目的とした団体。（人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例第 17 条）

【さと けいかく里づくり計画】

農村環境の整備等をはかることを目的に、農業振興、環境整備、土地利用、景観の保全・形成、市街地との交流等の項目で構成された集落の活性化計画。（人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例第 18 条）

【さぼうじぎょう砂防事業】

河川の流域における荒廃地域の保全及び、土石流等の土砂災害から下流部にある住宅・公共施設等を守ることを目的に、砂防えん堤、床固工群などの砂防施設の整備を行う事業。

【そう3層ネットワーク】

歩行者の安全かつ快適な通行を確保し、回遊性・利便性の向上をはかるため、地下・地上・デッキレベルの3層において、ユニバーサルデザイン化した歩行者空間のネットワークのこと。

【ざんていしがい がい ちちょうせい くい き暫定市街化調整区域】

市街化区域の中であって、計画的なまちづくりを進めるには時間がかかり、無秩序な開発が進むおそれがあるため、暫定的に市街化調整区域に編入している区域。

【しがいかくいき市街化区域】

すでに市街地を形成している区域や、概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を促進する区域。（都市計画法第 7 条）

【しがいかちちょうせい くい き市街化調整区域】

豊かな自然環境や農地などを守るとともに、無秩序な土地利用を防ぐため、市街化を抑制する区域。（都市計画法第 7 条）

【しがいちさいかい はつじぎょう市街地再開発事業】

都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新をはかるために、公共施設の整備、建築物及び建築敷地の整備などを行う事業。（都市再開発法第 2 条）

【じ たいさくじぎょう地すべり対策事業】

地すべりなどによる、住宅・河川・道路等の公共施設などに対する被害を除却または軽減するため、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設などを整備する事業。

【していすいり指定水利】

池、水そう、プールなど、消防の用に供し得る水利について、その所有者等の承諾を得て、消防長または消防署長が消防水利として指定することで、常時使用可能の状態にしたもの。

【しょう ほう省エネ法（しょう とうりか かん ほうりつエネルギーの使用の合理化に関する法律）】

工場や建築物、機械・器具についての省エネ化を進め、効率的に使用するため、工場・事業所のエネルギー管理の仕組みや、自動車の燃費基準や電気機器などの省エネ基準におけるトップランナー制度、運輸・建築分野での省エネ対策などを定めている法律。

【じんこうはいねつ人工排熱】

工場の運転や、オフィスビルの情報機器、家庭の空調設備、自動車の利用などにより、人工的に排出される熱のこと。

【かんきょうせいのうひょうじすまいの環境性能表示】

「神戸市建築物総合環境評価制度（CASBEE 神戸）」を活用して、事業者が集合住宅や戸建住宅の環境性能を販売広告等へ広く表示・PR できる制度。

【すまいるネット】

住まい全般に関する相談やセミナーの開催などによる情報提供、普及啓発といった住まい手の総合支援を行うため、平成 12 年に神戸市が設置した「神戸市すまいの安心支援センター」の愛称。

【せいさんりょくち ちく生産緑地（地区）】

公害または災害の防止や、農林漁業と調和した都市環境の保全など、良好な生活環境の確保に効用があるため、計画的に保全をはかる市街化区域内の農地などに定める地区。（都市計画法第 8 条、生産緑地法第 3 条）

【せいぶつたようせい生物多様性】

森林や河川など様々な自然環境（生態系の多様性）の中で、それぞれの環境に適応して進化してきた多種多様な生きもの（種の多様性）が生息・生育し、同じ種の中でも地域や個体によって異なる性質を持っている（遺伝子の多様性）こと。

【そうごうこうつうけいかく総合交通計画】

少子超高齢化社会の進展に伴う移動困難者増加への対応や、低炭素都市をめざした環境的に持続可能な交通体系を実現するために、公共交通を中心にして、自動車、歩行者、自転車等をバランス良く組み合わせた交通体系の計画。

た行

【たしぜんかわ多自然川づくり】

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

【たてものかんねつゆうずう建物間熱融通】

近接する建物の熱源を導管（配管）で接続し、互いに熱（冷水や温水、蒸気など）を融通したり、熱源を共同利用することで、トータルの熱供給効率を向上させるシステム。

ちいきれいだんぼう
【地域冷暖房】

一箇所または数箇所の熱源システムで製造した冷水や温水・蒸気を、地域配管を用いて供給区域内の複数のビルや住宅等に送り、冷房や暖房、給湯を行うシステム。

ちくけいかく
【地区計画】

良好な都市環境の整備と保全をはかるために、地域のまちづくりの目標にあわせ、道路などの地区施設を定めたり、用途地域などで定められている建築ルールを、厳しくしたり緩和したりしながら、地域の特性に応じたルールを定めることができる制度。(都市計画法第12条の5)

ていたんそとし
【低炭素都市】

気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定させることと同時に、生活の豊かさも実感できる都市。

とし ころべ
【デザイン都市・神戸】

住み続けたいくなるまち、訪れたいくなるまち、そして、持続的に発展するまちをめざして、文化・教育にたずさわる人々や企業だけではなく、すべての市民が、神戸の持つ強みを活かし、デザインによって新たな魅力を“協働と参画”で創造する都市。

とくていほりゅうくいき
【特定保留区域】

市街化調整区域の中であって、市基本計画などに位置付けがあり、計画的なまちづくりに向けて準備を進めている区域。

とくべつようちちく
【特別用途地区】

特定の用途の利便の増進や環境の保護などの特別な目的の実現をはかるため、用途地域を補完し、地区の特性や課題に応じて建築物の用途の規制の強化や緩和を行う地区。(都市計画法第8条、第9条)

とくべつりょくちほぜんちく
【特別緑地保全地区】

都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地などの保全をはかるために定める地区。(都市計画法第8条)

としくうかん
【都市空間】

市民が暮らし、働き、学び、楽しむなど、様々な活動の場となる都市の空間の集合。

としけいかくくいき せいび かいはつあよ ほぜん ほうしん
【都市計画区域の整備、開発及び保全の方針】

地域の発展の動向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視野に立った都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものであり、当該都市計画区域における今後の主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定める。(都市計画法第6条の2)

としけいかくしんぎかい
【都市計画審議会】

都市計画を決定する際に、市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議するため、都市計画法に基づき設置する市の附属機関。(都市計画法第77条の2)

【都市構造】

神戸全体の都市空間の骨組みとなる土地利用や交通ネットワーク、自然環境。

【土砂災害警戒区域】

土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づいて、土砂災害が発生した場合に住民等の生命または、身体に危害を生ずるおそれがあると指定された区域。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条）

【土砂災害特別警戒区域】

土砂災害警戒区域において、土砂災害が発生した場合に建築物の損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると指定された区域。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条）

【土地区画整理事業】

土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進をはかることを目的として行う事業。土地所有者等から、少しずつ土地を提供していただき、土地の配置替えを行うことにより、道路、公園などの公共施設用地を整備するとともに、あわせて、宅地の区画形状を整えることにより、土地の利用価値を高め、安全で快適な市街地を形成する事業。（土地区画整理法第2条）

【トラックフィーダー】

ハブ港と国内内陸部荷主とを結ぶトラック輸送のこと。

な行

【内航フィーダー】

国内港湾間を結ぶ内航コンテナ船。物流においては、コンテナを積んだトラックを運搬し、ハブ港と地方港間を結び、国際定期航路に接続する国内輸送の役割を担う。

【西日本のゲートポート】

西日本国内からアジア主要港へ流れている貨物を集荷する国内ハブ港としての役割を果たしていく阪神港のこと。

は行

【ハザードマップ】

地震や洪水、土砂災害などの自然災害が発生した場合の危険箇所や避難場所を記載した地図。

【パークアンドライド】

郊外の自宅から近郊の鉄道駅・バスターミナルまで自動車を出て、駐車場に駐車（パーク）し、そこから電車・バスなど公共交通機関を利用（ライド）する方式。

【人と自然との共生ゾーン】

良好な営農環境、生活環境及び自然環境の整備、保全及び活用を行うとともに、農業の振興、農村の活性化、農村を魅力あるものにする事及び農村における市民相互のふれあいを進めるべき区域。(人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例第7条)

【風致地区】

都市において水や緑などの自然的な要素に富み、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全をはかるために風致の維持が必要な地区。(都市計画法第8条、第9条)

【ふれあい市民緑地】

神戸市市民公園条例に基づく市民公園の一つであり、市街地やその周辺にある樹林などにおいて、土地所有者の協力のもとに、市民団体が里山の保全活動を行うことで、適切な維持管理をはかると共に、市民が身近な自然とふれあえる緑地。

【防火地域・準防火地域】

市街地における火災の危険を防除するため、建築物を構造などの面から規制する地域。(都市計画法第8条、第9条)

【防災公園】

緊急時に地域住民の消防救護活動の拠点として機能する一次避難場所や、復旧・復興の防災拠点として活用できるように、耐震性防火水槽や備蓄倉庫、雨水や井戸水の活用、ソーラーシステムの導入など災害時に活用できる施設を設置し、防災機能の強化をはかった公園。

【防災総合拠点】

区役所を中心として区単位の総合的な防災活動を担う拠点。

【防災中枢拠点】

市役所を中心として市の中核的な防災活動を担う拠点。

【防災福祉コミュニティ】

阪神・淡路大震災を教訓に、市民及び事業者が主体となり、強い連帯感の下に地域で一体となって、安全及び安心を確保するための防災活動と福祉活動を行う自主防災組織。概ね小学校地区を基本に結成され、平常時から積極的に活動している。

【防砂の施設】

砂防えん堤を中心とする溪流工事や、山腹工として砂防樹林帯の保全・育成により、土砂災害を防止する都市施設。(都市計画法施行令第5条)

ま行

【まちづくり協議会】

まちづくり提案の策定、まちづくり協定の締結などにより、地区の住み良いまちづくりを推進することを目的として地域のみなさんが設置する協議会。まちづくり条例に基づき市長が認定することができる。（神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例第4条）

【まちづくり協定】

条例に規定する神戸市独自のまちづくりルール。地域のみなさんの参加による住み良いまちづくりを推進するため、各地域のまちづくり協議会が、まちの将来像や方針などをまとめ、そのうち特にルールとして決めておくことが必要な事項について市長との間で結ぶ協定。（神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例第9条）

【まちづくり条例（神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例）】

地域のみなさんの参加による住み良いまちづくりを推進するため、地区計画等の作成手続きに関することや、まちづくり提案、まちづくり協定等に関することを定めた条例。

【まちの美緑花ボランティア】

公園などの身近な公共空間を愛着を持ってお世話していただくことにより、まちの美化と地域コミュニティの形成を促進することを目的に、市民のみなさんによって結成されるボランティア団体。

【緑のカーテンプロジェクト】

ゴーヤやアサガオなど蔓性植物を窓側に繁茂させることにより日陰を生み出し、室温を下げることでエアコンの使用を減らし、地球温暖化の原因となるCO₂排出量を削減しようとする取り組み。

【みどりの聖域】

豊かで多様性に富んだ緑地環境の保全と活用の調和をはかるため、市街化調整区域内の緑について、重要度評価に基づいて「緑地の保存区域」「緑地の保全区域」「緑地の育成区域」に区分して指定した区域の総称。（緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例）

や行

【用途地域】

建築物が無秩序に混在することを防ぐため、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めた、第一種低層住居専用地域など12種類の地域。用途地域ごとに、適用する建築物の容積率、建ぺい率などをあわせて都市計画に定める。（都市計画法第8条、第9条）

ら行

【りょくちぜんはいりよちく緑地保全配慮地区】

緑が大切であるという価値観を地域住民と共有するとともに、幅広く面的に緑をまもり育てるため、良好な緑が作り出されている住宅地や、風致地区及びその周辺のように社寺林・屋敷林などの緑が数多く集まったエリアを対象に指定する緑地保全に配慮すべき地区。(都市緑地法第4条)

【ろっこうさんけい六甲山系せいびじぎょうグリーンベルト整備事業】

六甲山系山麓部において、土砂災害に対する安全性を高めるとともに緑豊かな都市環境と景観を保全・創出することを目的に、市街地に隣接する山麓斜面を公有地化した上で整備し、一連の樹林帯=グリーンベルトの形成をはかる事業。

わ行

【わがまちくわんけいかくわがまち空間計画】

地域みなさんがわがまちの将来像とその実現に向けた具体的な取り組み方針をまとめた「わがまち空間構想」をもとに、市が都市計画マスタープランに位置づける地域ごとの空間計画。

データ集

資料① 神戸市の人口の推移

単位: 人口については人、出生率については人口1,000人あたり

	1990年	1995年	2000年	2005年	2008年	2009年	2010年
全市人口	1,477,410	1,423,792	1,493,398	1,525,393	1,533,034	1,536,685	1,544,873
自然増減	4,104	-2,488	2,314	-5	-513	-508	-1,479
社会増減	7,638	-44,353	6,607	4,950	3,823	3,944	2,321
出生率							
神戸市	9.67	9.03	9.01	8.22	8.40	8.45	8.40
全国	10.41	9.83	9.68	8.73	8.68	8.50	-

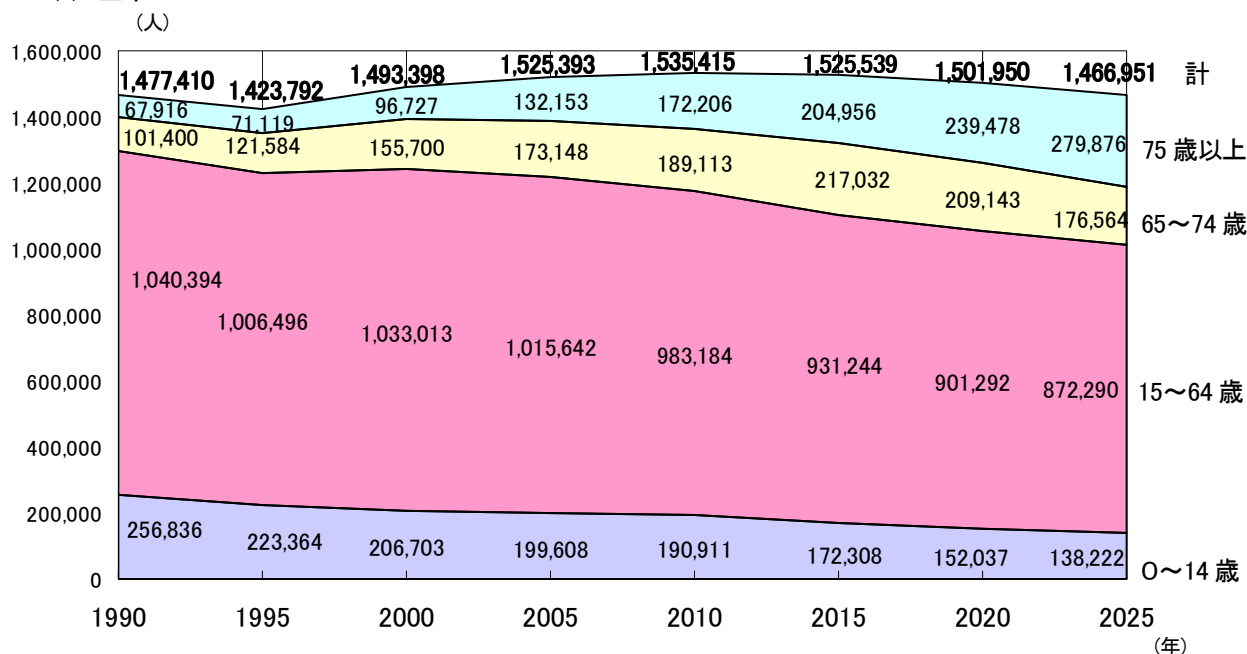
(企画調整局総合計画課調べ(全市人口は各年10月1日時点) 全国出生率については総務省統計局「人口推計月報」から算出)

(2010年の全国出生率は、平成23年3月1日時点で、平成22年確定人口値が公表されていないため算出していない)

資料② 人口推計

国立社会保障・人口問題研究所による推計(中位推計)における人口及び年齢階層別人口

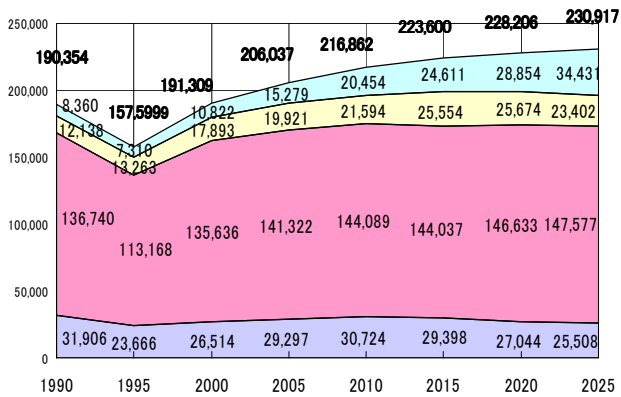
(1) 全市



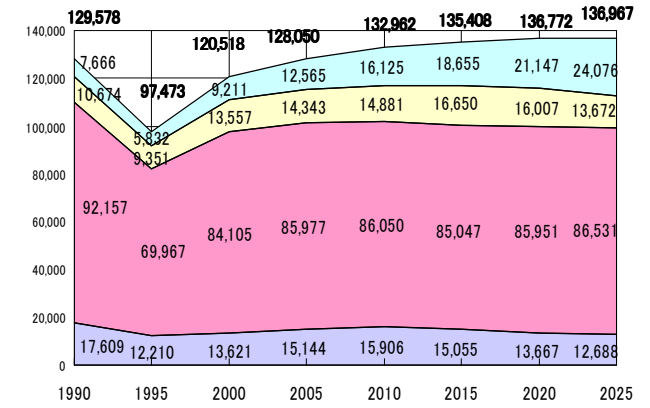
(2005年までは国勢調査、2010年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値(中位推計))

(2005年までの全市人口には年齢不詳を含むため、内訳の合計と一致しない)

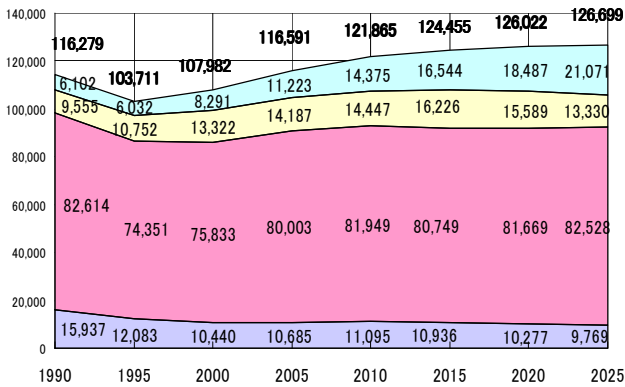
(2)各區別
東灘區



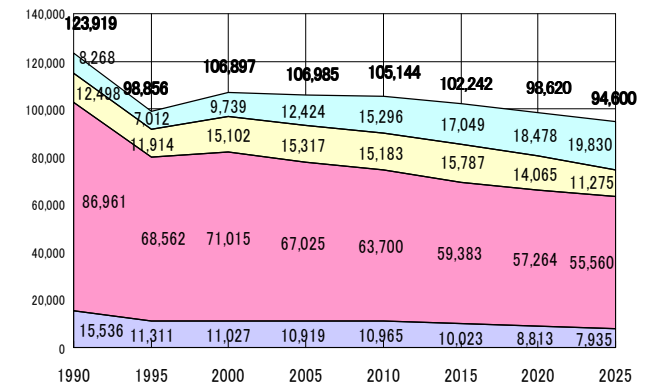
灘區



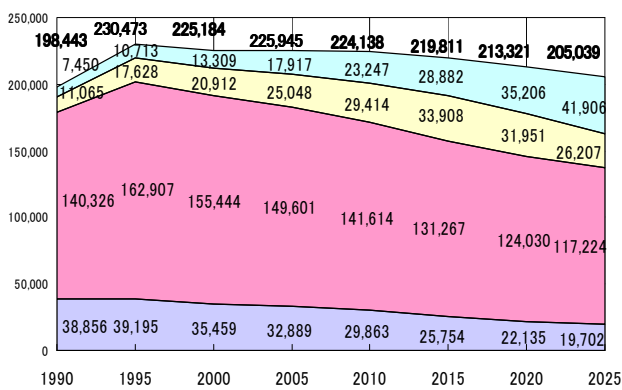
中央区



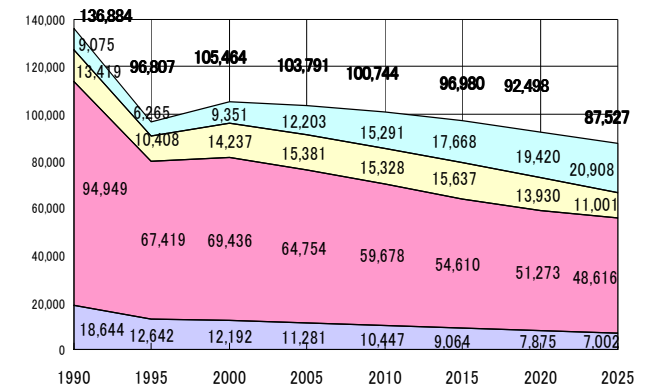
兵庫区



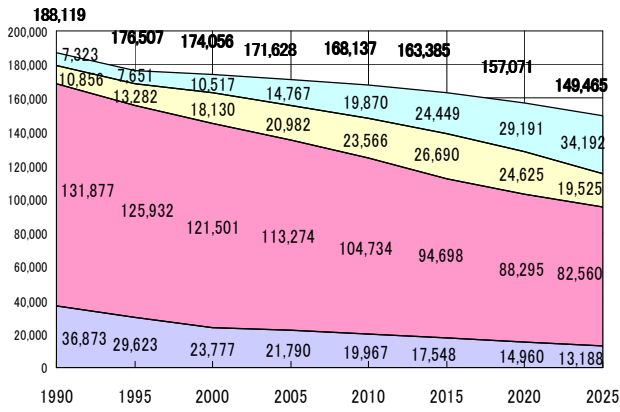
北区



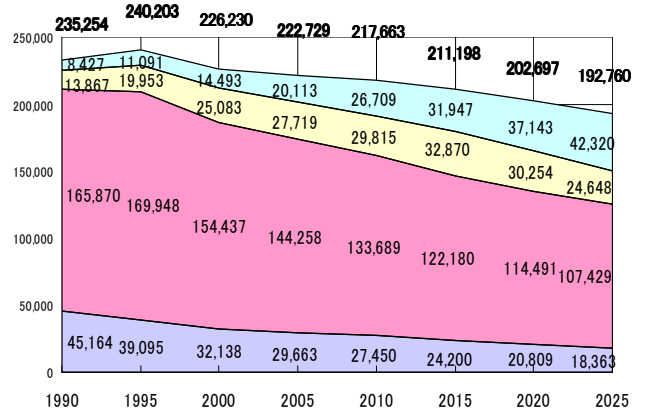
長田区



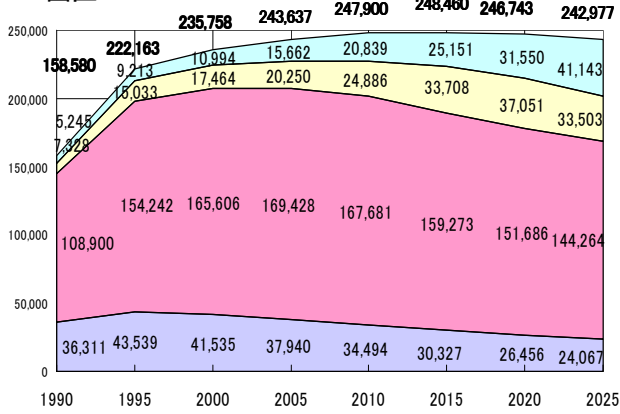
須磨区



垂水区

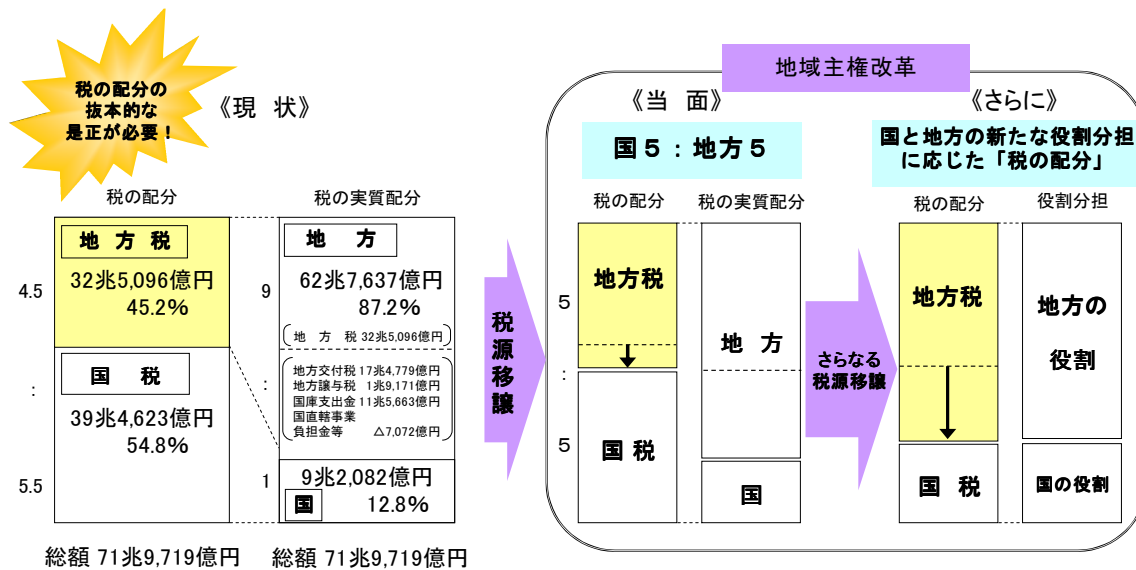


西区



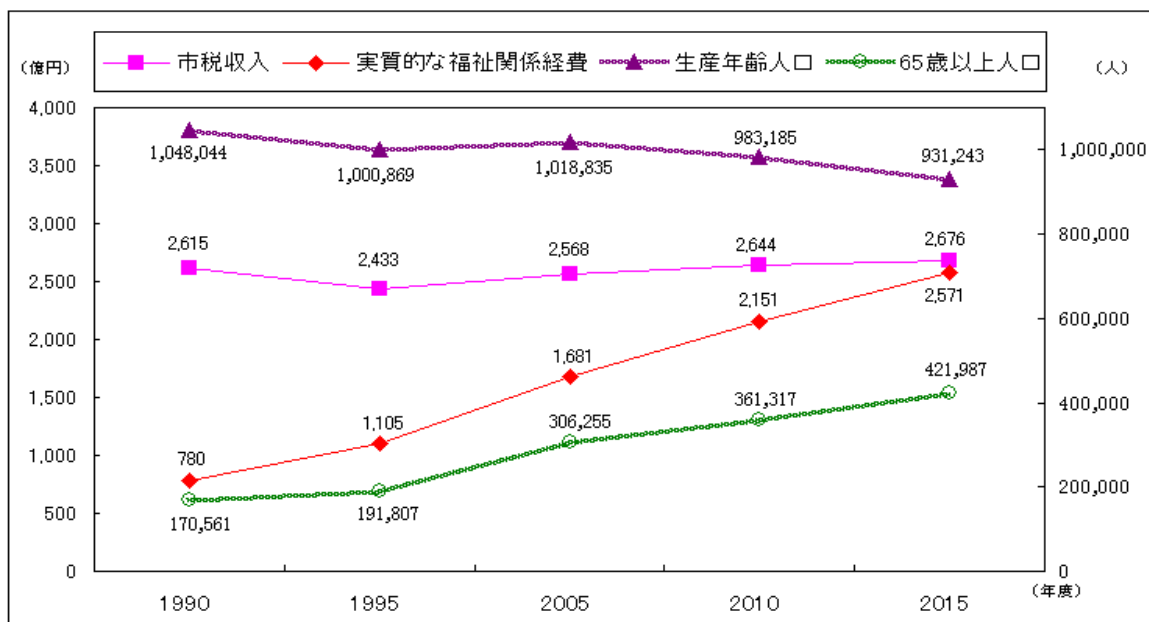
資料③ 国・地方における租税の配分状況(2010年度)

注 国の当初予算額・地方財政計画額による数値



(平成23年度国の施策及び予算に関する提案(平成22年(2010年)7月))

資料④ 人口動向と税収、実質的な福祉関係経費の見通し



- ※ 実質的な福祉関係経費は、一般会計扶助費(生活保護費等)＋保険会計(国保・介護・後期高齢者・老健)への繰出金の合計
- ※ 市税収入及び実質的な福祉関係経費は、2005年度までは決算額、2010年度は当初予算額、2015年度は推計値
- ※ 実質的な福祉関係経費の推計値は、生活保護費などの主な項目や国保、介護、後期高齢者への繰出金を積み上げて算出
- ※ 市税収入の推計値は、個人、法人市民税については名目経済成長率(平成22年6月22日内閣府試算「慎重シナリオ」に準拠して設定)に連動、固定資産税・都市計画税は地価動向、評価替(H24、H27)などを反映。市たばこ税は税制改正による増及び直近の減少率を反映

資料⑤ 神戸港のコンテナ取扱量ランキング

順位	1992年	千TEU※
1	香港	7,972
2	シンガポール	7,560
3	ロッテルダム	4,125
4	高雄	3,961
5	釜山	2,751
6	神戸	2,608
7	ロサンゼルス	2,289
8	ハンブルグ	2,268
9	ニューヨーク	2,014
10	基隆	1,941

11	横浜	1,887
14	東京	1,729
23	名古屋	1,098

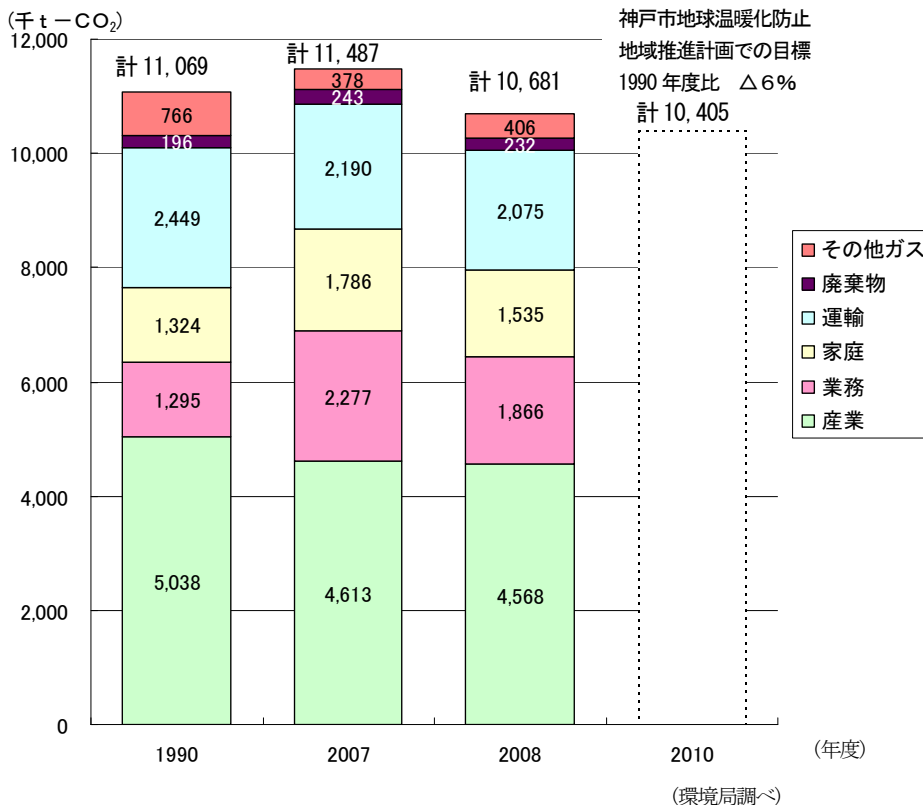
順位	2008年	千TEU
1	シンガポール	29,918
2	上海	27,980
3	香港	24,494
4	深セン	21,414
5	釜山	13,453
6	ドバイ	11,827
7	寧波	11,226
8	広州	11,001
9	ロッテルダム	10,800
10	青島	10,320

24	東京	4,156
29	横浜	3,481
39	名古屋	2,817
44	神戸	2,556

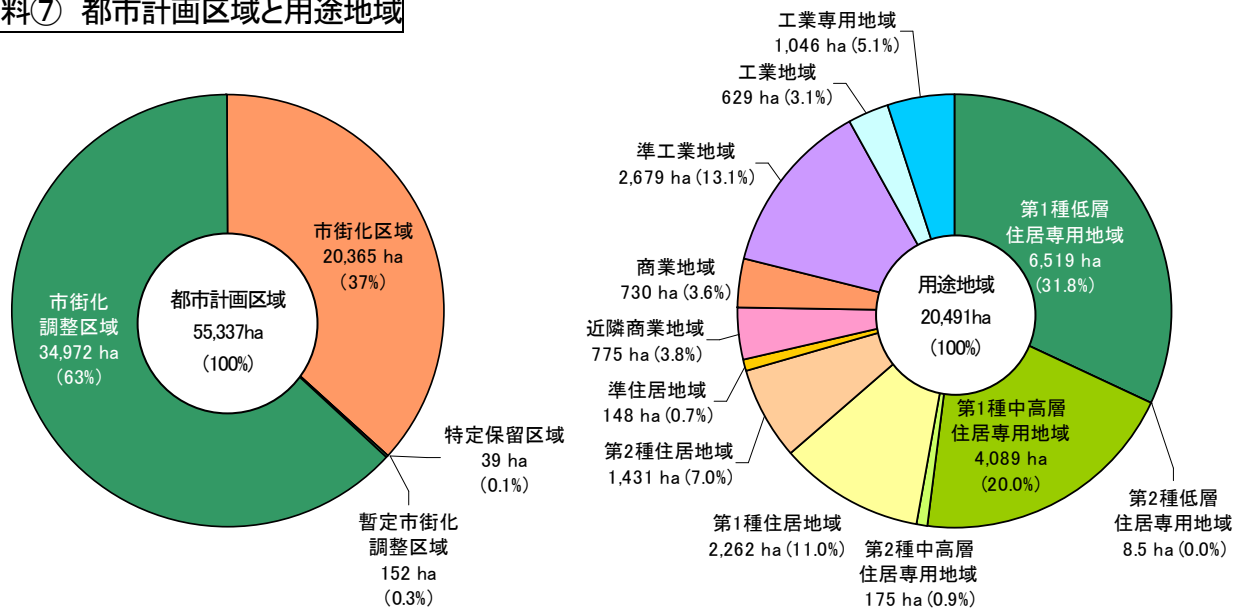
※TEU:Twenty-feet Equivalent Unit の略。
20 フィートコンテナの個数に換算した時の
貨物量。

(「Containerisation
International」)

資料⑥ 温室効果ガスの部門別排出状況(神戸市)



資料⑦ 都市計画区域と用途地域



(平成23年3月現在 都市計画総局調べ)

資料⑧ 用途地域別面積及びその推移

用途地域	昭和48年 7月14日	昭和57年 9月24日	昭和63年 6月21日	用途地域	平成8年 2月13日	平成13年 10月22日	平成19年 3月22日	平成20年 3月4日	平成21年 4月28日	平成22年 8月13日
総数	18,311	20,075	20,050	総数	20,581	20,290	20,236	20,586	20,481	20,491
第1種住居専用地域	7,193	7,661	7,464	第1種低層住居専用地域	7,305	6,575	6,331	6,606	6,509	6,519
				第2種低層住居専用地域	8.3	8.3	8.5	8.5	8.5	8.5
第2種住居専用地域	3,765	3,876	4,047	第1種中高層住居専用地域	3,941	4,047	4,029	4,095	4,089	4,089
				第2種中高層住居専用地域	198	189	189	175	175	175
住居地域	3,695	3,585	3,675	第1種住居地域	2,223	2,263	2,250	2,262	2,262	2,262
				第2種住居地域	1,323	1,365	1,391	1,432	1,431	1,431
				準住居地域	133	161	177	148	148	148
近隣商業地域	538	570	644	近隣商業地域	717	760	781	775	775	775
商業地域	497	605	629	商業地域	721	721	725	730	730	730
準工業地域	1,067	1,786	1,953	準工業地域	2,327	2,514	2,680	2,679	2,679	2,679
工業地域	746	798	656	工業地域	670	651	642	629	629	629
工業専用地域	810	921	982	工業専用地域	1,015	1,036	1,032	1,046	1,046	1,046

(平成23年3月現在 都市計画総局調べ)

神戸市都市計画マスタープラン

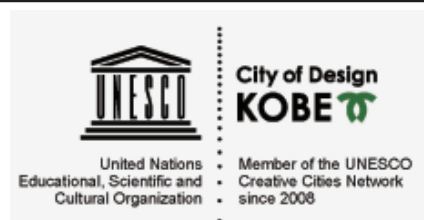
発行：平成 23 年 3 月

神戸市都市計画総局計画部計画課

〒650-8570

神戸市中央区加納町 6 丁目 5-1

TEL 078-331-8181（代表）



神戸市広報印刷物登録 平成 22 年度第 427 号（広報印刷物 A-1 類）

